

## 処 分 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第75条の2第2項
処 分 の 概 要： 車両の使用制限命令
原権者（委任先）： 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先： 熊本県警察本部交通指導課（電話番号：096-381-0110）
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置 違反金の納付 命令の回数  車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、 準中型自動車、大型特殊 自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自 動二輪車、小型特殊自動 車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月